

F.challengeBlueForest 会員規約

第1条 (名称)

当クラブは、F.challengeBlueForest(エフチャレンジブルーフォレスト) (以下、当クラブ) と称する。

第2条 (目的)

当クラブは、東青地区に在籍する中学生の生徒が、ソフトテニスを通じてスポーツ活動に継続して親しむ機会、環境の確保を目的とする。会員の健康の維持、学校生活の充実、体力向上を図り会員相互の交流及び親睦を深め、地域スポーツ文化の普及・発展・競技力向上・選手育成を目的とします。国や県が定めるガイドラインを遵守し、中学校体育連盟の目的及び活動を理解し、尊重する。

第3条 (運営)

当クラブは、F.challengeBlueForest が運営管理するものとし、会員は、本規約、クラブが定める細則、利用規定に従わなければならない。

第4条 (会員)

- ・当クラブの会員は東青地区の中学校に在籍する者とする。
- ・会員登録は、学校、他クラブ、他地域との重複はできない。

第5条 (組織)

- ・当クラブは代表者、連絡責任者、指導者の人員で行う。
- ・任期は1年毎とする。

第6条 (期間)

- ・当クラブの事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7条 (会費)

- ・初回入会時、入会費と月会費又は年会費を現金又は振込みで支払う。
- ・入会金・会費はいかなる理由であっても返金しないものとする。
- ・料金詳細は別紙参照とする。

第8条 (会員の義務)

- ・会員は当クラブの規則に遵守し、マナーの向上をはかり、理解、協力につとめるものとする。

第9条 (管理責任)

- ・当クラブにおいてケガや体調不良が発生した場合、当クラブが応急処置を行える範囲で行う。
- ・以後は当クラブが加入する傷害保険内の対応とする。

第10条 (活動)

- ・平日週4日以内の活動とし、休日活動は土日いずれかを休暇とする。

第11条 (附則)

- ・本規約は2025年2月7日より施工